

宇陀市老人クラブ連合会女性部会設置規程

(目的)

第1条 宇陀市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）が実施する事業を男女共同参画で円滑に進めるため、老人クラブにおける女性リーダーが相互に連携を深め、女性の立場から活動の推進と組織の強化を図るためこの規程を設置する。

(事業)

第2条 この部会では、「生きがいつくり」「健康づくり」をすすめ、もって老人福祉の向上に寄与するため次の事業を行う。

- (1) 地域老人クラブ連合会の女性部会との連携を図り、情報交換を基に模範となる取り組みを事例研究・討議することを目的とした研修会を開催する。
- (2) 研究・討議の成果は、市老連役員会等に積極的に提言をする。
- (3) 「見守り活動」や「仲間づくり」の推進のため、女性の立場からの情報発信や孤立防止等の友愛活動に積極的に取り組む。
- (4) 高齢者が抱える社会問題について、生活モニター活動等により高齢者の立場から提言し、生活の向上に努める。
- (5) 女性リーダーの育成・研修を行う。

(組織)

第3条 女性部会は、地域老人クラブ連合会会長がそれぞれ2名を推薦し、総会で同意された者（8名以内）をもって組織する。

(役員)

第4条 女性部会は次の役員で構成する。

- (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名
 - (3) 常任委員 6名以内
- 2 部長及び副部長は、総会において選任する。

(任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 退任した常任委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期満了また辞任した場合、後任者が就任するまでなお権利義務を有する。

(役員職務)

第6条 部長は、女性部会を代表し会務を総理する。

- 2 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集及び議長)

第7条 常任委員会の会議は必要に応じて部長が招集する。

2 会議の議長は部長があたる。

(会議の開催及び議決要件)

第8条 会議は常任委員の過半数以上の出席をもって開催することを原則とする。ただし、部長が重要な事項として議決を求める事案の審議は、常任委員の過半数が出席してその過半数の委員の賛成で決定するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月27日から施行する。